

# 令和5年度就学援助制度に ご申請された保護者様へ

この度、ご申請された令和5年度就学援助制度については、後日審査を行い、学校を通じて結果通知を送付いたします。本案内に、申請後のスケジュールや注意事項を記載しておりますので、必ずご確認くださいませようお願いいたします。(裏面あり)

申請以降に同居家族が増える等の世帯構成に変更があった場合は、必ずご連絡ください。

## 1 結果通知の時期

令和5年5月10日(当初申請期限)までに申請された方で書類等の不備<sup>\*1</sup>が無い場合は、

**7月上旬頃に結果を通知する予定です。**

令和5年5月11日以降に申請された方 又は 何らかの不備により審査が遅れた場合は、9月上旬以降に順次結果を通知する予定です。

なお、9月以降に申請された方は、申請日から概ね1.5～2ヶ月後に結果を通知いたします。

<sup>\*1</sup>不備とは・・・申告がされていない、添付書類が不足している等を指します。

## 2 「令和5年度市県民税(非)課税証明書」の提出について (令和5年1月2日以降に転入された方 又は 単身赴任者等がいる方のみ)

### ① 令和5年度市県民税(非)課税証明書の提出が必要な方

生計を同一にしており令和5年1月1日時点で船橋市に住居登録がなかった方で、収入がなかった方や扶養に入られている方についても提出が必要となります。なお、令和5年度中に18歳となる年齢以下の方は不要です。

<生計を同一にする世帯員全員が令和5年1月2日以降に船橋市に転入している場合>

例1)【父、母、兄(高校生16歳)、児童(小学生)】父、母の証明書が必要です。

例2)【父、母、祖父、兄(大学生20歳)、生徒(中学生)】父、母、祖父、兄の証明書が必要です。

### ② 「令和5年度市県民税(非)課税証明書」の取得先・取得可能時期

**取得先** : 令和5年1月1日時点で住民登録があった自治体

**取得可能時期** : 6月上旬頃

※取得可能時期は自治体により異なりますので、該当の市区町村にお問い合わせください。

### ③ 証明書に記載が必要な内容

総収入、給与収入等の各種収入、給与所得等の各種所得、総所得金額、合計所得金額、扶養人数、各種控除等の金額が記載されているものが必要となります(非課税証明書も同様)。

※課税額のみが記載されている証明書では審査できませんのでご注意ください。

### ④ 提出期限(提出先:在籍する学校)

(i) 5月10日までに申請 : 必ず6月20日(火)までにご提出ください。

(ii) 5月11日以降に申請 : 取得できしだい、すぐにご提出ください。

※6月以降の申請の場合は証明書を添付した上でご申請ください。

裏面あり

### 3 就学援助費の支給について

認定となった方へは認定通知書と併せて支給についての注意事項等を記載した文書を同封いたします。支給金額や支給スケジュールについてはそちらでご確認ください。

①令和5年5月10日までに申請し、7月上旬に認定通知書を受け取った方

⇒初回の就学援助費支給は7月末を予定しています。

②令和5年5月11日以降に申請された方 又は 何らかの不備により認定が遅れた方

⇒初回の就学援助費支給は10月以降となります。

※令和5年5月10日までに申請していても、7月上旬に認定通知書を受取っていない場合は、初回の就学援助費支給は10月以降となります。

※9月以降に申請された場合は、初回の就学援助費支給は12月以降となります。

### 4 学校給食費について (お問い合わせ先:保健体育課)

就学援助が認定となった方は、就学援助の認定日から学校給食費が免除となりますが、認定通知書を受取るまでの学校給食費については以下をご確認ください。

※令和5年5月11日以降に申請された方は、9月以降の結果通知となります。

※生活保護を受けている方は、生活保護費から学校給食費が賄われます。

①令和4年度末(令和5年3月31日)まで就学援助の認定を受けていた方

令和5年度の学校給食費は7月まで徴収が保留となります。

⇒就学援助が引続き認定となった方 : 就学援助認定期間分の給食費は免除となります。

⇒就学援助が認定とならなかった方 : 令和5年4月分から給食費をお支払いいただきます。

※何らかの不備により認定が遅れた方は給食費が4月分より請求されます。お支払い後に就学援助が認定となった場合は、認定日より給食費が免除となり、該当期間分が返金されます。

②令和4年度末(令和5年3月31日)時点で就学援助の認定を受けていなかった方

令和5年度の学校給食費は4月分よりお支払いいただきます。

⇒就学援助が認定となった方 : お支払いいただいた学校給食費のうち、就学援助認定期間分については後日返金されます。

⇒就学援助が認定とならなかった方 : 引き続き学校給食費はお支払いいただきます。

### お問い合わせ先

・就学援助制度の申請・内容に関すること

船橋市教育委員会 学務課 就学助成係

TEL 047-436-2852

・学校給食費に関すること

船橋市教育委員会 保健体育課 給食費係

TEL 047-436-2418